

## 令和3年第3回

### 中札内村議会臨時会会議録

令和3年5月31日（月曜日）

---

#### ◎出席議員（7名）

|    |   |   |    |   |   |    |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|----|---|---|----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 欠 | 員 | 2番 | 中 | 西 | 千  | 尋 | 君 |   |   |   |   |
| 3番 | 黒 | 田 | 和  | 弘 | 君 | 4番 | 大 | 和 | 田 | 彰 | 子 | 君 |
| 5番 | 北 | 嶋 | 信  | 昭 | 君 | 6番 | 船 | 田 | 幸 | 一 | 君 |   |
| 7番 | 宮 | 部 | 修  | 一 | 君 | 8番 | 中 | 井 | 康 | 雄 | 君 |   |

#### ◎欠席議員（0名）

#### ◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田 匡彦 君

#### ◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 副 | 村 | 長 | 山 | 崎 | 恵 | 司 | 君 | 総 | 務 | 課 | 長 | 川 | 尻 | 年 | 和 | 君 |
| 住 | 民 | 課 | 長 | 高 | 島 | 啓 | 至 | 君 | 住 | 民 | 課 | 山 | 本 | 一 | 美 | 君 |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   | 課 | 長 | 補 | 佐 |   |   |   |   |

#### ◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤 悟 君      書      記      柴田 翔太郎 君

◎議事日程

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名                                 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定                                      |
| 日 程 第 3 | 議案第 29 号<br>中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |

開会 午前10時00分

### ◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番船田議員と7番宮部議員を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にしたいと思います。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

### ◎日程第3 議案第29号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第3、議案第29号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。本案件は、北海道内において令和6年度に予定される保険料水準の統一化を見据え、段階的な税率等の見直しの必要性があること並びに国民健康保険税当初課税試算の結果、一定の税率改正による保険税収入の確保が必要との判断により、条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定

くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、高島住民課長。

**○住民課長（高島啓至君）** それでは、補足説明申し上げますので、黒ナンバー２番、議案関係資料の１ページをお開きください。条例の改正概要を使い、説明させていただきます。今回の改正は、本年度の課税所得による試算の結果、国保納付金確定額の支払いに対応した「国民健康保険税収入額の確保」が必要であること、北海道における「国保税水準の統一化」を３年後に控え、現時点で示されている課税割合との不均衡を平準化していく必要があるため、税率等の一部見直しを図るものであります。まず、ページ中段の現行税率による試算ですが、収納予想額Ａに記載する額は、令和３年度課税所得を用いて現行税率により試算した収入額で、その右側の当初予算額Ｂは、本年度に支払うべき確定納付金から算定した国保税収入の必要額として、当初予算において計上している額となっております。右側に予算と試算の差額を区分ごとに記載しておりますが、特に後期高齢者支援金分が５００万円弱、介護納付金分が４００万円弱と不足が大きく、合計では９３０万円余りの不足が生じており、年間の異動等を想定しますと１，０００万円程度の赤字が見込まれることになります。このことから、不足額の一定額を解消するとともに、一部の被保険者・世帯に特化した過度な負担増を招かないよう、あらゆる税率パターンを用いて試算を繰り返し行った結果、試算の段階ではありますが想定される大きな赤字額について、可能な限り解消・是正する必要があることから、今年度において一部税率改正による保険税負担をお願いすることに合わせ、不足額の一部については将来に極力影響のない範囲で、国保基金の繰入により賄うとの判断に至ったところであります。具体的な改正内容は、ページ上段の改正案をご覧くださいと思います。まず、上段の基礎課税分、医療分は、現行税率による試算の結果、収納予想額と予算額の差額率が低いことから、現行どおり、改正なしとしております。次の後期高齢者支援金分は、試算による差額が最も大きいことから、所得割税率を０．２５％引き上げ、１．８０％に、平等割額を２，０００円引き上げ、１１，０００円に、均等割額については３，０００円引き上げ、９，０００円とした改正となります。

その下、介護納付金分は、差額率としては最も大きいことから、所得割税率を０．２０％引き上げ、０．９０％に、均等割額を４，０００円引き上げ、１８，０００円に改正するものであります。次に、この改正による国保税収入額の試算結果は、表の下段の収納予想額Ａに記載しておりますが、表右側の予算との差額・不足分は、基礎課税分が５５万円余り、後期高齢者支援金分が１１２万円余り、介護納付金分が１２９万円余りで、差額合計は２９７万円余りの不足額が生じることとなり、今年度の赤字補填につきましては国保基金により賄おうとするものであります。若干、追加して申し上げますが、今回の改正は令和３年度、単年度における国保会計の収入額確保をメインとし、一部税率の不均衡是正を目的とするものでありますが、３年後に予定される保険税水準の統一化の時点で、各保険者である自治体が目指なければならない税率が示されることとなります。

その際に、急激な税率改正の対応を数年間で実施しなければならないこと、また本村における緩和策を講じるには、唯一の資金である国保基金の貯えが相当な額必要であることを考慮するとともに、本年度・現時点におけるツケを先延ばしする事を避ける意味においても、不可欠な改正となります。今回の改正内容は、数年後の本村国保財政を見据えてご提案させていただくものとなりますので、その点を含めてご理解いただければと思います。なお、議案資料の２ページには、本改正に係る条例の新旧対照表を掲載しておりますが、

先ほどと説明が重複いたしますので ご確認のみいただければと思います。最後に、施行期日ですが、本改正は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用いたします。また、本改正内容については、過日開催されました国民健康保険運営協議会において、説明のうえ承認を得ておりますことをご報告申し上げ、補足の説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第29号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** ただいま説明を聞いておりまして、3年後の道の統一の段階で極端に上がることを避けるために今回ちょっと国保税を上げたいと、いうことでございますけれども、説明会の時に頂いた資料を見ますと、約、各世帯において、10%くらいアップになっているんですけれども、トータル的には約930万ほどですから、ならすと約7%ほどのアップですか、ということなんですけれども、今回上がって、次年度ですね、3年後の前の次年度、来年度あたりについては大きな増額をしなくても済むということで理解をしていいのか、どうなのかをお伺いいたします。

**○議長（中井康雄君）** 高島住民課長。

**○住民課長（高島啓至君）** 次年度の税率までは今年度においては想定はとりあえずはしておりますけれども、納付金の金額が確定するのが多分今年年末当たり、村の方に降りてくるかなと思います。その時点で、大きな開きがあれば、税率改正、さらに追加して行うことになろうかと思いますが、その額がまだ提示されておきませんので、今の段階で改正するかどうかという判断はちょっとしていないところであります。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** はい。まだ確定はできないということで、わかりました。これも説明会の折の説明の中で、道の方で医療費の控除分が見ておられなかったというようなことで、激変緩和措置の分でかなり大きく金額が減ったと。約1,000万ほど減少したということ、説明があったんですけれども、昨年あたりですね、コロナが発生してから、病院にかかる人が減少したというような情報もあったんですけれども、いつの段階でこの医療費の金額が確定しているのかわかりませんけれども、そういった中でもやっぱり医療費が向上してるっていうのはコロナの影響ともあつてのことなのか、その辺はどうなんでしょう。

**○議長（中井康雄君）** 高島住民課長。

**○住民課長（高島啓至君）** 実際にかかった医療費、これが納付金額の方に反映されるのは年度で申し上げれば2年度先となります。なので、コロナの影響が出てくるかどうかというのは、次年度以降に納付金が設定された際に計算上どうなっているかという数値を見なければ判断できないかなっていうふうに考えています。

**○議長（中井康雄君）** よろしいですか。他に質疑はございますか。

それでは、他に質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第29号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 29 号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 3 回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 14 分